

# 提案された法律の全文

## 提案2

本修正案は2013年～2014年第2回臨時議会(2013年～2014年第2回臨時議会、決議1)の憲法修正案1によってCalifornia憲法に項を追加及び、項を取消・追加して修正提案されたもので、削除提案の既存規定には線を引いて削除し、新規条項には斜体で印字して表記した。

### 第IV条及び第XVI条に対して提案された修正案

始めに、第12.5項は第IV条に追加されたものである。よって、次の通りである。

第12.5項。第12項副区分(a)に準じて予算提出から10日以内に、政府規制第13308項副区分(e)あるいは後継者法令で義務付けられる州知事の予算調整後、及び予算議案の制定後、あるいはその後実行可能になり次第、財務部長は次の両方を議会に提出する。

(a) 次期財政年度及びその後の財政年度3年間の一般財源歳入予算額。

(b) 次期財政年度及びその後の財政年度3年間の一般財源歳出予算額。

第二に、第XVI条第20項は取り消された。

第20項。(a) これにより、財政安定化アカウントが一般財源に設置された。

(b) 各財政年度、段落(1)～(3)に規定のように、会計監査官は一般財源から財政安定化アカウントに次の予算を振り替える。

(1) 遅くとも2006年9月30日までに、2006年～2007年財政年度の一般財源歳入予算額の1パーセントと同等額。

(2) 遅くとも2007年9月30日までに、2007年～2008年財政年度の一般財源歳入予算額の2パーセントと同等額。

(3) 遅くとも2008年9月30日までに、及びその後毎年、当財政年度の一般財源歳入予算額の3パーセントと同等額。

(c) どの財政年度であっても、アカウントの残金がその財政年度の予算議案で規定した一般財源予定歳入額の5%、あるいは80億ドル(\$8,000,000,000)のいずれか高い額であれば副区分(b)による資金振替は義務付けられない。法令により、1年あるいはそれ以上の財政年度の間、議会は本副区分により規定されたレベルを超えた金額をアカウントに振り替えるように会計監査官に指示する。

(d) 本項の規制対象の場合、財政安定化アカウントに振り替えられた予算は本憲法の全目的の一般財源歳入としてみなされる。

(e) 一般財源から財政安定化アカウントに振り替えられた予算は、前財政年度の6月1日までに州知事が発行した行政命令に規定の通り、財政年度に保留されるか減額される。

(f) (1) 各財政年度のアカウントに振り替えられた予算のうち、全財政年度の総額50億ドル(\$5,000,000,000)まで、最高50パーセントは、第1.3項に規定の通り、退職金赤字回復債券の目的として許可・発行され、それらの公債を回収させる目的で法律によって規定されたその他の給付金に加えて設置された、赤字回復公債回収減債基金サブアカウントに預金する。減債基金サブアカウントの資金はその時点で、金額のその目的で、出納官が正しいとみなす方法で歳出するために継続して出納官に充当する。すべての赤字回復債券回収後の減債基金サブアカウントの残りの資金はすべてアカウントに振り替えられ、段落(2)に準じて一般財源に振り替える場合もある。

(2) ある財政年度のアカウントに振り替えたすべての資金は法令によって、減債基金サブアカウントに預金するのではなく、一般財源に振り替える。

第三に、第20項が第XVI条に追加された。よって、次の通りである。

第20項。(a) (1) 財政安定化アカウントはここに、一般財源に設置された。

(2) 財政年度2015年～2016年、及びその後の財政年度の間、財政年度の予算法令に基づいて、会計監査官は10月1日までにその財政年度の一般財源歳入予算額の1.5パーセントに相当する金額を一般財源から財政安定化アカウントに振り替える。

(b) (1) 財政年度2015年～2016年、及びその後の財政年度の間、財政年度の予算法令に基づいて、財政部門は次の情報を議会に提供する。

(A) 第XIII B条に準じてその財政年度に充当される、一般財源歳入予算額。

(B) (i) 純キャピタルゲインに対して支払われた個人の所得税から発生し、副段落(A)で規定の一般財源歳入の割り当予算額。

(ii) 副段落(A)の予算額の8パーセントを超える、第(i)項の割り当予算額。

(C) 一般財源歳入として副段落(B)第(ii)項で計算の金額を含むことによる、第8項の州の資金支援義務の割り当額。

(D) 段落(1)副段落(B)第(ii)号、あるいは本段落副段落(C)第(ii)項で規定の歳入から生じる、段落(2)副段落(C)、副区分(c)で規定の充当額。

(E) 副段落(B)号第(ii)項で計算の金額から副段落(C)及び(D)で計算の合計額を引いた金額。その金額がゼロ以下の場合、このために金額はゼロとみなされる。

(F) 副段落(E)で計算の金額と、あるいは副区分(e)で規定の制限額に達した予算安定アカウントの残高の結果としての振替額のうちで少ない金額。

(2) 財政年度2016年～2017年で、財政年度2015年～2016年のみに関しては、財政年度2017年～2018年及びその後の各財政年度、別に、次の財政年度2年に関して、財務部は関連財政年度に使用した同じ方法で次のすべてを計算し、議会にその計算結果を提出する。

(A) 第XIII B条に準じて充当された一般財源歳入の更新予算額。

(B) (i) 純キャピタルゲインに対して支払われた個人の所得税から発生し、副段落(A)で規定の一般財源歳入の更新予算額。

(ii) 副段落(A)下で、更新予算額の8パーセントを超える、第(i)項の更新予算額の一部。

(C) 一般財源歳入として、副段落(B)第(ii)項で計算の更新額を含むことから、第8項の州の資金支援義務の一部の更新計算額。

(D) 段落(1)副項目(B)第(ii)項に規定の歳入から生じた、段落(1)副項目(B)第(ii)項、あるいは段落(2)副項目(C)、副項目(c)に規定の充当額。

(E) 副段落(B)号第(ii)項で計算の金額から副段落(C)及び(D)で計算の合計額を引いた金額。その金額がゼロ以下の場合、このために金額はゼロとみなされる。

(F) 会計監査官が副区分(c)及び(d)に準じて以前、一般財政から財政年度の財政安定化アカウントに振り替えられた金額。

(G) (i) 副段落(E)で計算した金額から差し引いたゼロ以下でない金額、第22項副区分(a)段落(1)に準じ、該当財政年度

に議会によって承認された振替の保留額あるいは割引額、及び副段落(F)に規定の通り、会計監査官によってその財政年度に以前、振り替えられた金額、あるいは(ii)副区分(e)に規定の通り、限度額に達した財政安定化アカウントの残金から生じる振替額、のいずれか低い額。

(c) (1) (A) 財政年度2015年～2016年10月1日まで、その後の財政年度から財政年度2029年～2030年を含む期間まで、会計監査官は副区分(b)段落(2)及び(3)に準じて年次予算法令に規定の予算額を基に、副段落(B)の規定に準じて、副区分(a)段落(2)に規定の金額を財務部長が提示の予定に準じて、一般財源及び財政安定化アカウントの金額から振り替える。

(B) 本項の規定にかかわらず、副段落(A)に規定の予算法令に対する財政年度は次の事項が適用される。

(i) 段落(2)副項目(a)に規定の金額、及び段落(1)副項目(B)(b)第(ii)項で計算の金額から段落(1)副項目(C)(1)で計算の金額を差し引いた金額の両方の50パーセントは一般財源から財政安定化アカウントに振り替えられる。

(ii) 残りの50パーセントは次の義務及び目的の1つあるいはそれ以上に対して議会によって割り当てられる。

(I) 2014年7月1日現在で、第8項に準じて未払いの前財政年度の一般財源義務。

(II) 2014年1月1日付け残高の一般財源以外の資金から、一般財源への予算貸付。

(III) 第XIII B条第6項副区分(b)段落(2)に準じて、財政年度2004年～2005年前に発生し、まだ支払われていない、必要コストに対する支払請求額は法律に定められている通りに、期間中にわたる支払いが許可される。

(IV) 州レベルの年金制度への未積立負債及びその他離職後給付への事前積立は、財政年度に確立された最新基準額を超えていなければ、財政安定化アカウントに振り替えられる。本副項目の目的のため、最新基準額は法律、承認了解覚書、雇用主あるいは従業員の積立金のために確立許可された団体によって確立の利得予定、あるいは団体交渉からの控除、あるいはこれらの組み合わせに準じて支払われるように義務付けられている。本副項目の資格を得るには、充当金は資金支援を奪い取るのではなく補充するものであって、本副項目に規定の、財政年度あるいはその後の財政年度の債務に支払われるべきものである。

(2) (A) 財政年度2030年～2031年10月1日まで、及びその後の各財政年度まで、副区分(b)段落(2)及び(3)に準じて年次予算法令で規定の予算額を基に、会計監査官は副段落(B)に規定のように財務部長提示の予定に準じて一般財源から財政安定化アカウントに振り替える。

(B) 副段落(A)に規定の予算法令に適用する財政年度では、副項目(a)段落(2)で規定の金額、及び副区分(b)段落(1)副段落(B)第(ii)項で計算の金額から副区分(b)段落(1)副段落(C)で計算の金額を差し引いた金額の両方を一般財源から財政安定化アカウントに振り替える。

(C) 本項の規定にかかわらず、議会は段落(1)副段落(B)第(ii)項で規定の一つあるいはそれ以上の義務及び目的のために、副区分(a)段落(2)で規定の金額と、副区分(b)段落(1)副段落(B)第(ii)項で計算の金額から副区分(b)段落(1)副段落(B)副区分(b)で計算の金額を差し引いた金額の両方の最高50パーセントまでを割り当てる。

(3) 本副項目に規定の振り替えは第22項副区分(a)段落(1)に準じて保留あるいは減額を条件とする。

(d) 財政年度2016年～2017年10月1日まで、及びその後の各財政年度、副区分(b)段落(4)及び(5)に準じた年次予算法令に規定の予算額を基に、会計監査官は財務部長が提示の予定に準じて一般財源及び財政安定化アカウントに次のように予算を振り替える。

(1) 副区分(b)段落(2)副段落(G)の金額がゼロよりも大きい場合、第22項副区分(a)段落(1)に準じて本振替の保留あるいは減額を条件として、その金額を一般財源から財政安定化アカウントに振り替える。

(2) 副区分(b)段落(2)副段落(F)に規定の金額が副区分(b)段落(2)副段落(E)で計算の金額よりも大きい場合、財政安定化アカウントからその超過額を一般財源に戻す。

(e) 本項の規定にかかわらず、副区分(b)段落(2)及び副区分(c)及び(d)に準じて全財政年度の財政安定化アカウントに振り替える金額は振り替えたときにアカウント残金が、副区分(b)に準じた財政年度の一般財源予算収収の10パーセントを超えてはならない。すべての財政年度において、本段落を除いて、財政安定化アカウントに振り替えられる一般財源収収は2014年1月1日付けによる政府法規第13101項に規定の通り、据え置き保守を含む基幹施設のみへの歳出とする。

(f) 一般財源収収として副区分(b)に規定の資金は収収が帰された財政年度の第8項目的の一般財源収収であるが、資金はその後、財政安定化アカウントから一般財源に振り替えられるということに基づいて、一般財源収収の追加とはみなされない。

(g) 会計監査官が財政安定化アカウントの予算は本項の目的に現在、不必要であると決定した場合、一般財源の日々の資金繰りニーズを管理するために利用できる。本項に準じて利用する場合は財政安定化アカウントの目的を妨げない。

(h) 年次予算法令には以下のすべての項目に記載の予算を含む。

- (1) 段落(2)副区分(a)。
- (2) 副区分(b)段落(1)副段落(B)第(ii)項。
- (3) 副区分(b)段落(1)副段落(F)。
- (4) 副区分(b)段落(2)副段落(B)第(ii)項。
- (5) 副区分(b)段落(2)副段落(G)。

第四に、第21項は第XVI条に追加された。よって、次の通りである。

第21項。(a) 公立学校システム安定化アカウントがここに、一般財源に作成された。

(b) 財政年度2015年～2016年から各財政年度の10月1日に、あるいはそれ以前に、第20項副区分(b)に準じて年次予算法令で規定の予算を基に、会計監査官は財務部長が提供の予定に準じて、一般財源から公立学校システムの安定化アカウントに次のように振り替える。

(1) (A) 政年度2015年～2016年、及びその後の各財政年度、第20項副区分(b)段落(1)副段落(C)に規定の正の金額は本項の規定に準じて、あるいは第22項副区分(a)段落(3)に準じて本振替が減額あるいは保留された場合、一般財源から副段落(B)で計算の金額の公立学校システムの安定化アカウントに振り替える。

(B) 財務部長は、第XIII B条に準じて割り当てられる一般財源収収から学区やコミュニティカレッジ地区への割当総額や前期財政年度の地方税収割当総額を超える金額、かつ前期財政年度の公立学校システム安定化アカウントからの割当額を考慮し、本項に準じて前期財政年度の公立学校シ

システム安定化アカウントへの割当額及び第8.5項副区分(a)に準じた割当歳入を差し引き、毎日の平均出席率の変更割合に調整して第XIII B条第8項副区分(e)段落(1)に準じて生活費の変更が高い方に調整し、あるいは学区やコミュニティカレッジ地区の汎用割当に適用した生活費を調整し、第8項に準じてその財政年度の学区やコミュニティカレッジ地区の支援のために州が必要とする、その他の資金を合わせて、第20項副区分(b)段落(1)副段落(C)で規定の正の金額を計算する。

(2) (A) 財政年度2016年～2017年より、その後の各財政年度で、本段落で計算の金額が会計監査官によって以前、前財政年度の一般財源から公立学校システムの安定化アカウントに振り替えられた予算を超えない範囲で、第20項副区分(b)段落(2)副段落(C)に準じてその財政年度で計算した正の金額は本項の規定あるいは第22項副区分(a)段落(3)に準じて振替の減額あるいは保留を条件として、副段落(B)で計算した予算の公立学校システム安定化アカウントに振り替える。

(B) 財務部長は、第XIII B条に準じて割り当てられる一般財源税収から学区やコミュニティカレッジ地区への割当総額や前期財政年度の地方税収割当総額を超える金額、かつ前期財政年度の公立学校システム安定化アカウントからの割当額を考慮し、本項に準じて前期財政年度の公立学校システム安定化アカウントへの割当額及び第8.5項副区分(a)に準じた割当歳入を差し引き、毎日の平均出席率の変更割合に調整して第XIII B条第8項副区分(e)段落(1)に準じて生活費の変更が高い方に調整し、あるいは学区やコミュニティカレッジ地区の汎用割当に適用した生活費を調整し、第8項に準じてその財政年度の学区やコミュニティカレッジ地区の支援のために州が必要とする、その他の資金を合わせて、第20項副区分(b)段落(2)副段落(C)で規定の正の金額を計算する。

(c) 財政年度2016年～2017年から始めて、その後の各財政年度で、第20項副区分(b)段落(2)副段落(C)に準じて計算したその財政年度の予算が、会計監査官がその財政年度の一般財源から公立学校システム安定化アカウントに振り替えた予算よりも少ない場合、州はその差額を公立学校システム安定化アカウントから学区とコミュニティカレッジ地区の支援のために割り当てる。

(d) 本項の規定にかかわらず、副区分(b)に準じて財政年度の公立学校システム安定化アカウントに振り替えられる金額は、第8項副区分(b)段落(1)に準じて計算したその財政年度の州の支援額から第8項副区分(b)段落(2)に準じて計算した州の支援額を差し引いた額を超えてはならない。第8項段落(1)副区分(b)に準じて計算した州の支援額が、第8項段落(2)副項目(b)に準じて計算したその財政年度の州の支援額を超えない場合、副項目(b)に準じてその財政年度は公立学校システム安定化アカウントへの振り替えはしない。

(e) 本項の規定にかかわらず、副区分(b)に準じて、保守要因が第8項副区分(d)に準じて決定したその財政年度は公立学校システム安定化アカウントへの振り替えはしない。

(f) 本項の規定にかかわらず、副区分(b)に準じて公立学校システム安定化アカウントへの振り替えは、第8項副区分(d)及び(e)に準じて財政年度2014年～2015年の割り当てが完全に終わり、財政年度の保守要因が決定するまで行わない。振り替えは、予算法令を基に、その財政年度の条件が満たされるか決定した財政年度の後の財政年度の始めに行われ

る。後日、条件が満たされていないと決定した財政年度の振り替えがすでに行われた場合、振替額は学区とコミュニティカレッジ地区の支援のために公立学校システム安定化アカウントから割り当てられる。その財政年度の予算法令を基に、条件が満たされないが、後でその年に、あるいは前財政年度に満たされたと決定した場合、振り替えは1年間行わない。

(g) 本項の規定にかかわらず、第8項副区分(b)の規定が第8項副区分(h)に準じて保留された財政年度は公立学校システム安定化アカウントへの振り込みは行わない。

(h) 本項の規定にかかわらず、第XIII B条に準じて割り当てられ、第8項に準じてその財政年度の地方税収に割り当てられた、一般財源収益から学区及びコミュニティカレッジ地区への割当総額の10パーセント以上がアカウントの残金になり、その金額が副区分(b)に準じた財政年度の公立学校システム安定化アカウントへの振替額を超えてはならない。どの財政年度でも、本副項目を除き、公立学校システム安定化アカウントに割り当てられる一般財源税収は州によって学区及びコミュニティカレッジの支援に適用される。

(i) 第8項に準じて学区やコミュニティカレッジ地区のその財政年度の支援のために州が適用するために必要とする金額が第XIII B条に準じて割り当てられる一般財源税収から学区やコミュニティカレッジ地区への割当額や前期財政年度に割り当てられる地方税収、前期財政年度の公立学校システム安定化アカウントの割当額の総額から第8.5項副区分(a)に準じて割り当てられる歳入を差し引いた額よりも少ない財政年度の場合、毎日の平均出席率の変更割合に調整して第XIII B条第8項副区分(e)段落(1)に準じて生活費の変更が高い方に調整し、あるいは学区やコミュニティカレッジ地区の汎用割当に適用した生活費を調整し、不足額は学区やコミュニティカレッジ地区の支援のための公立学校システム安定化アカウントから州が充当・割当する。

(j) 公立学校システム安定化アカウントに振り替えられる金額は第8項の目的上、アカウントから資金が割り当てられる財政年度ではなく、振替が行われる財政年度の学区及びコミュニティカレッジ地区の支援のために州によって適用される資金とみなされる。

(k) 第8及び8.5項に準じて、本項の学区及びコミュニティカレッジ地区の支援のために州が適用するように義務付けられている資金は減額されるものではない。

(l) 会計監督官が公立学校システム安定化アカウントの予算は本項の目的に現在、不必要であると決定した場合、一般財源の日々の資金繰りニーズを管理するために利用できる。本副区分に準じて会計監督官が予算を利用する場合は公立学校システム安定化アカウントの目的を妨げない。

第四に、第22項は第XVI条に追加された。よって、次の通りである。

第22項。(a) 州知事が予算緊急の公言と緊急制定条件の確認を宣言次第、議会は次の事項を行う法案を可決する。

(1) 第20項で義務付けられている、一般財源から財政安定化アカウントへの振替額を一財政年度保留あるいは削減する。

(2) (A) 予算緊急の充当対応のために、第20項に準じて予算安定化アカウントに振り替えられた金額を一般財源に戻す。

(B) 予算安定アカウントの資金が直前の財政年度の一般財源割当に戻されている場合を除き、予算安定アカウントの残金最高50パーセントを第(A)に準じて財政年度の一般財源割当に戻す。

(3) 第21項で義務付けられている、一般財源から公立学校システム安定アカウントへの振替額を一財政年度に保留あるいは削減する。

(4) 第21項で義務付けられている、公立学校システム安定化アカウントへの振替額を充当し、学区及びコミュニティカレッジ地区の支援のために資金を割り当てる。

(b) 本項の目的上、「予算緊急」は次の意味を持つ。

(1) 第XIII B条第3項副区分(c)段落(2)の範囲で、州知事が宣言した緊急事態。

(2) (A) 最新予算法令3つの制定時に予定した一般財源歳出予算額の最高レベルで、次の事項を調整し、負債清算のための予備金に資金を確保した後、現在、あるいは次期財政年度の一般財源歳出に資金を出すのは不適切だという、州知事の決定。

(i) California消費者物価指数で測定の、州における生活費の年次変化率。

(ii) 政府法規の第7901項(b)に準じた、州における民間人口の年次成長率。

(B) 本段落で決定した予算緊急のために引き出す最大額は、段落(A)、あるいは副区分(a)段落(2)副段落(B)に定められた制限に準じて計算したとき、財政年度の一般財源総歳出になる金額が、最新予算法令3つ制定時に予定された一般財源総歳出の最高額より高くはならない。

## 提案45

本州民発案法案はCalifornia州憲法第II条第8項の条項に準拠し、州民に提示される。

本主導権的手段は保険法に項を加えたもので、追加提案の新条項は斜体で印字され、新規であることを示す。

## 提案された法律

保険率公的正当化及び説明責任に関する法律

第1項。所見及び目的。

健康保険、住宅保険及び自動車保険の加入は経済的必要性あるいは法的拘束力のため、Californiansでは義務である。そのような場合、政府には保険は手頃な価格、入手可能、競争力、公平であることを保証する義務がある。

本法案の目的は健康保険、住宅保険及び自動車保険の料金が公平で透明性があることを次によって保証することである。(1) 健康保険会社は偽証罪を考慮して、料金の効力が生じる前に料金を一般に開示して正当化することを義務付ける、(2) 事前補償範囲やクレジット歴を基に健康保険、住宅保険及び自動車保険の不平な価格決定を禁止する、(3) 本主導権的手段が納税者にとってお金がかからないように、健康保険会社が新法の運営費を支払うことを義務付ける。

第2項。公開審査及び保険料金の審査。

第1861.17項は保険法に追加されたものである。よって、次の通りである。

第1861.17項。(a) 健康安全法第1851項(e)、及び第10181項から第10181.13項まで、第1385.01項から第1385.13項まで、あるいはその他の法規のにかかわらず、第1861.03項(a)及び(b)、及び第1861.04項から第1861.14項までは健康保険に適用される。2012年11月6日以降に提案の健康保険料金は使用前に委員の承認を受け、2012年11月6日に有効の健康保険料金は

は本項に従って払い戻しの対象になる。健康保険料金の申込書には、その会社の最高責任者がその内容は正確でCaliforniaの法律すべてにあらゆる面で従っているということを明言し、偽証罪を考慮して誓う、声明書を付随する。

(b) (1) 料金の施行日が2014年1月1日、あるいはその前である、(2) 新健康保険はこれまでCaliforniaで出回っておらず、連邦法あるいは州法で義務付けられている2012年1月1日現在有効の規定があることを条件に、第1861.05項に準じて承認されなかった新健康保険の料金には委員が条件付きで許可する移行期間があり、副項目(c)の定めにより払い戻しの対象になる。

(c) 第1861.10項(a)の権限による履行手続きにおいては、第1861.03項あるいは第1861.05項の手続きを含み、会社が健康保険料金を過度に請求した、あるいは本条項の違反であると決定した場合、その会社は法規にかかわらず、法律で認められている罰金にほかに、利子と共に払い戻しすることが義務付けられる。

(d) 健康保険、自動車保険及び住宅保険に関して、前の保険保障あるいは加入者のクレジット歴がない場合、保険証券あるいは契約、あるいは一般的に、料金、保険料あるいは被保険の適正を決定する基準にはならない。

(e) 法律のいかなる規定にかかわらず、委員は第1385.01項及び以下の衛生安全法規によってDepartment of Managed Health Careに付与された医療サービス制度料金審査のありとあらゆる権威を含む、本項の規定を実行するために必要な権限が与えられている。

(f) 政府法規第13340項にかかわらず、健康保険会社は政府法規第12979項で義務付けられている申請料金を支払い、本項から生じる運用費あるいは管理費を充当する。委員は州民に当該歳出と本項の影響について年次報告をする。

(g) 本項の目的のために：

(1) 「健康保険」とは衛生安全法規第1345項(f)で定義されているように、第106項(b)あるいは(B)医療サービス制度に規定の、California (A)で発行あるいは供給する証書あるいは契約である。

(2) 「料金」は利得、保険料、基本料金、引受関係、割引、自己負担払率、共同保険、控除、保険料融資、割賦手数料、及びすべての保険契約者の現金支払費用（ただし必ずしもこれらに限定されない）を含む、健康保険あるいは健康保険に関連する請求に影響するものすべてに対して審査料金を意味する。

(3) 次は本項の対象にはならない。衛生安全法規第10181.2項あるいは第1385.02項の規定は2011年1月1日に有効なのでこれら規定を除く、衛生安全法規第10181項(a)あるいは第1385.01項(a)で定義されている、大人数の健康保険証書あるいは契約。

第3項。専門的事項。

本法令は根底にあるその目的を完全に促進するために強力的に解釈しなければならない。また、その目的を進めるために、議事録に提出された氏名点呼投票によって会員の三分の二の同意があつて下院で法令が可決された場合、あるいは有権者の承認のみで有効になった法令の場合を除き、議会が直接的あるいは間接的に修正してはならない。この規則のいずれかの規定、またはいずれかの人もしくはは状況へのその規定の適用が無効であると考えられる場合、その無効性は、その無効な規定または適用がなくとも実施が可能な他の規定、または他の人もしくはは状況には影響を及ぼさない。

# 提案された法律の全文

## 提案 46

本州民提案法案はCalifornia州憲法第II条第8項の条項に準拠し、州民に提示される。

本州民提案法案はビジネス・商業法に項を加えたり、民法の項を訂正・追加したり、衛生安全法規に項を加えたものである。よって、削除するように提案された既存の条項は線を引いて削除し、追加の提案があった新規条項は斜体で印字して新規を示した。

## 提案された法律

### 2014年Troy and Alana Pack患者安全法

第1項。表題。

本法案は「2014年Troy and Alana Pack患者安全法」と称される。

第2項。所見及び宣言。

California州住民は次の事実を宣言する。

1. 患者の安全を守ることは州民が最優先する関心事である。

2. 医師による薬物乱用はCaliforniaでますます大きな問題となっており、毎年ますます多くの患者が害を受けている。昨年、California州医事当局は、前年よりさらに多くの医師が停職処分を受けており、「この増加は医師の機能障害ケース数の増加傾向に相互関係がある。」と、報告している。

3. 調査によると、医師としての経歴の間、少なくとも十人にひとりの医師が薬物あるいはアルコール乱用に苦しんでいる。“Annals of Internal Medicine”誌の論文によると、経歴のある時点で、医師の1/3がアルコールあるいは薬物乱用を含む、医療を安全に実践する能力を損なう状態を経験する。パイロットやバス運転手など、安全第一の職業は強制的な薬物及びアルコール濃度検査が存在するにもかかわらず、医師へのそのような検査は存在しない。また、医師が薬物乱用の問題が対処されるまで医療行為を停止する効果的な予防対策もない。

4. 医療実践中に薬物及びアルコールによる障害を受けている医師は患者や州民に深刻な脅威をもたらす。“Journal of the American Medical Association”誌の概算によると、全入院患者の1/3は医療ミスを経験し、医師の機能障害が患者のそのような害の一因になっている、という。職務中に影響を受けた医師が伝染性あるいは生命を脅かす疾患を誤診したり、手術を行ったり危険かつ非専門的な方法で処置をしたり、患者に永久的な損傷あるいは死を招きかねない薬剤を処方する場合がある。

5. 調査によると、薬物及びアルコールを乱用する医師を含む、ごく一部の医師が圧倒的多数の医療ミスを行っており、防止できないでいる。それにもかかわらず、医療過失あるいは影響下での医療行為を疑わしく思う同業者について、医師に報告を義務付ける法律は存在しない。

6. 患者も、過剰な量の処方薬を処方したり処方薬の乱用を防げなかった医師の害を受けている。米国疾病管理予防センターの報告によると、薬物中毒は致命傷の主な原因であり、そのほとんどの死は処方薬によるものだという。それにもかかわらず、中毒性があり、潜在的に有害な麻薬を処方する前に、州電子データベース「CURES」で患者の処方歴を確認するCalifornia州の医師は少ない。

7. 薬物あるいはアルコールによる機能障害の医師、中毒性の麻薬を過剰量処方した医師、あるいは医療過失を犯した医師の損害を受けた患者は痛み、苦痛、身体傷害、外観の損傷、生活の質の低下などを回復するための補償を求めることができる。医療過失によって死亡した方の残された家族は大切な方の死に対する、公正かつ合理的な補償を回復すべきである。

8. しかしながら、議会は1975年、これらの死に対する補償に対して\$250,000の上限を定めた。危険な医師に説明義務を負うための患者の法的権利に対するこのような厳しい規制には、患者の損害から守るために厳しい規制制度を制定するという約束が付随した。しかし、過去38年間にわたる患者への安全不祥事は、医師は自分自身を規制できていないということを実証してきた。

9. 38年たつてからも、この上限\$250,000はインフレーションへの調整は行われていない。陪審の判決をよそに、医療ミスあるいは損傷の程度にかかわらず、\$250,000という上限は医療過失の損害を受けたすべての住民の生活の質を失い、子供たちの命の価値を制限する。結果として、過失を犯した医師は説明義務を負わず、患者の安全性が損なわれる。

10. 調査によると、医療過失によって損傷を受けた患者に対して公正かつ適切な補償を提供することで、医療ミス訴訟は医療従事者が間違いに対して隠したてずに正直であるように励ますことになり、過ちを繰り返さないように修正措置を取るため、今後、患者が損害を受ける機会が制限され、悪習の抑制にもなる。

第3項。目的と意図。

本法案を次の目的で制定することがCalifornia州住民の意図である。

1. 医療を行う医師に対して薬物及びアルコール検査を無作為で行う、及び突然死あるいは重傷が起きた後、医師に検査を行うことを病院に義務付けることによって、アルコールあるいは薬物の影響を受けている医師によって損傷を受けないように患者及びその家族を守ること。

2. 職務中に薬物あるいはアルコールの影響を受けていると思われる医師がいる場合、あるいは患者の治療・介護を担当する医師が有害事象に適切な標準的治療に従わなかった場合など、医師に報告を義務付けることによって、患者及びその家族を守る。

3. 薬物及びアルコール検査で陽性結果が確認された場合はCalifornia州医事当局への報告を病院に義務付ける。

4. 職務中のアルコールあるいは薬物検査で陽性結果が出た医師、あるいは当該検査の提出を意図的に失敗あるいは拒否した医師すべてを調査結果が出るまで医療活動から一時停職処分にするのを義務付ける。

5. 職務中あるいは有害事象中にアルコールあるいは薬物の影響を受けている医師を見つけた場合、あるいは医師が薬物及びアルコール検査の順守を意図的に拒否した場合は、当局が医師に対して懲戒処分を取るよう義務付ける。

6. 医師が初めての患者に処方箋を書く前に、州のデータベース“Controlled Substance Utilization Review and Evaluation System (CURES)”の規制薬物スケジュールIIあるいはスケジュールIIIの確認を義務付け、患者がすでに処方されている場合は、患者及び他者を保護するためにその患者に薬物を処方する前に正当なニーズがあるかを判断する。

7. 医療機関の説明義務を強化し、抑制力として機能し、医師の過失のために損害を被った患者やその家族、及び他者の損失を回復するために、1975年に議会が制定の、痛み、苦痛、身体傷害、外観の損傷、生活の質の低下、及び医療過失による死亡の訴訟に対する補償の上限\$250,000をインフレーションを考慮し、今後の年次調整で調整する。

8. 医療過失ケースの弁護士費用の上限を維持する。

第4項。第14条（第2350.10項から開始）を以下の通り、ビジネス・商業法の区分2第5章に追加する。

第14条。医師及び外科医のアルコールあるいは薬物による  
障害防止

2350.10. California州医事当局が本条を管理し、発行日から1年以内に本条の実施に必要な規制を採択する。これらの規制は本法令の発効日において、連邦規制基準Title 49, Part 40に規定の、検体の収集、検体検査、薬物及びアルコールの濃度レベル、検査結果の確認、検体の保存、被検体による検体サンプルの検査依頼、記録管理、適正手続き、勤務復帰、及びプライバシーと機密性を含む（ただし、必ずしもこれらに限定されない）、当該規制が本法令あるいはCalifornia州憲法あるいは米国憲法の条件に矛盾しない範囲で、薬物及びアルコール検査の規定に一致する。

2350.15. 本条項の目的のため、用語の意味を次のように定義する。

(a) 「検査」あるいは「検査する」とは、医療行為を行う医師の能力を損なう、あるいは損なっているかもしれない、職務中の医師の薬物あるいはアルコール使用に関して検査することである。

(b) 「有害事象」は衛生安全法規第1279.1項に規定の意味と同じである。

(c) 「当局」はCalifornia州医事当局の意味である。

(d) 「薬物」とはマリファナ代謝物質、コカイン代謝物質、アンフェタミン、アヘン剤代謝物、及びフェンシクリジン (PCP) を意味する。「薬物」には、医師が処方する薬物の方法が障害をもたらすと知られていない場合、公認第三者が特定病状のために処方した薬物は含まれない。

(e) 「医師」は本章で医師及び外科医の免許を所有する者である。

(f) 「病院」は衛生安全法規第1250項で規定の一般的な救急処置病院、あるいは後続の法規すべて及び衛生安全法規第1248項副区分(b)段落(1)あるいは後続の法規で定義の「外来診療の場」である。

(g) 「陽性結果の確認」とは当局が制定した過程を通して確認された陽性検査結果で、確認検査、医師への説明機会提示、及び医療審査担当官による審査及び判断を含み、当局が規定の機能障害レベルを満たすものである。

2350.20. 各医師、及びその他の者は、職務中の医師が薬物あるいはアルコールの影響を受けていると思われる、あるいはずっと受けているという既知の情報がある場合、あるいは患者の治療・介護を担当する医師が有害事象に適切な標準的治療に従わなかった場合などすべての情報を当局に報告する。その他の法規にかかわらず、当局に対して上記の報告をする医師あるいはその他の者は当該報告の発言あるいは意見に対して当州の法律で定めるところにより責任を負わない。

2350.25.(a) 本条を実施するために当局が採択した規制の発効日より、病院は医師に対して薬物及びアルコールの検査を次のように実施する。

(1) 従業員あるいは契約の医師、あるいは患者を入院させる特権がある者に対して無作為に行う。

(2) 有害事象が発生した患者の治療・介護を担当する医師に対して即座に実行する、あるいはその事象が発生する24時間以内にその患者を処置あるいはその患者に対して薬剤を処方した者に対して実施する。検査はできるだけ早急にその病院でその医師の責任者が行き、医師が有害事象を知ってから12時間以内に病院で検査を受けなかった場合は医師の免許を一時中止する場合がある。

(3) 当局の指示で、紹介の対象である医師に対して、第2350.20項に準じて従う。

(b) 病院は検査費用をその医師に請求し、検査費用を患者あるいは保険業者に転嫁しない。

2350.30. 病院は確認したすべての陽性結果、あるいは医師による意図的な検査の失敗あるいは拒否を当局に報告する。その際、次のすべてに従う。

(a) 第12条（第2220項より）に準じた調査及び実施については、法務長官の“Health Quality Enforcement Section”を参照のこと。

(b) 第12条（第2220項より）に準じた当局の調査及び審問会の結果が出るまで、医師の免許を一時停止する。

(c) 医師の免許は当局の調査及び審問会の結果が出るまで一時停止されたことを医師及び医療施設に通知する。

2350.35.(a) 当局は調査及び審問会の後で、医師は職務中あるいは有害事象中に薬物あるいはアルコールの影響を受けていたことを発見した場合、あるいは医師が意図的に薬物及びアルコール検査の順守を拒否あるいは失敗した場合、当局はその医師に対して、免許下付の条件として中毒治療、猶予期間中の薬物及びアルコールの追加検査、及び医師が職務に復帰するために当局の要求を実証するまで医師免許の停止を含む、懲戒処分を行う。

(b) 当局は、医師が有害事象時に薬物あるいはアルコールの影響を受けていたことを発見した場合、その患者に通知し、患者の死亡の場合は、独自の判断で患者の家族に通知する。

2350.40. 当局は本条で当局及び法務長官にかかる適正管理費用を医師に請求する。各医師は免許下付あるいは免許更新の条件として料金を支払う。当局は、本条に基づく調査及び執行活動の費用を法務長官の事務所に払い戻す。

第5項。民法第3333.2項を次の通りに改正する。

3333.2.(a) 業務上過失の負傷による医療従事者に対する訴訟の場合、負傷した原告は、痛み、苦痛、不自由、身体傷害、外観の損傷、及びその他の非金銭的損害を補うために非経済的損害を回復する権利がある。

(b) どのような訴訟であっても、非経済的損害への損害補償額は、副区分(c)に準じて調整した通り二十五万ドル(\$250,000)を超えない。

(c) 2015年1月1日、副区分(b)に規定の損害補償の上限は、上限が制定されて以来、アメリカ労働統計事務局が発行の消費者物価指数が測定するインフレーションの上昇を反映して調整する。その後、本副区分に規定の損害補償額の上限はアメリカ労働統計事務局が発行の消費者物価指数が測定するインフレーションの上昇を反映して毎年、調整する。財務部門は本副区分で規定の調整額を計算し、インターネットのウェブサイトに掲載する。

(d) 本項の目的のため：

(1) 「医療従事者」はビジネス・商業法区分2（第500項より）に順じて免許あるいは認定を受けた者で、あるいはOsteopathic Initiative Act, Chiropractic Initiative Act, あるいは衛生安全法規区分2第2.5章（第1440項より）に準じて免許を受けた者、及び衛生安全法規区分2（第1200項より）に順じて免許を受けたクリニック、治療室、あるいは保険医療施設を言う。「医療従事者」には医療従事者の法的代理人を含む。

(2) 「業務上過失」は医療従事者による過失行為あるいは怠慢を意味し、その行為あるいは怠慢が身体傷害あるいは不法死亡の直接的原因である。ただし、当該業務はその従事者が免許を受け、免許局あるいは公認病院による制限が課されていない、業務範囲内であることを条件とする。

(e) 副区分(c)で規定されている上限の調整は、205年1月1日現在で最終決着、判決、あるいは仲裁裁定書によって解決していない、いかなる訴訟の非経済的損害の裁定に適用される。

(f) ビジネス・商業法第6146項で規定の弁護士費用の制限は、本項に規定のように、当該人物の業務上過失疑惑を基に、医療従事者に対する負傷あるいは損傷の訴訟に適用される。

第6項。民法第1714.85項を次の通りに追加する。

1714.85. 衛生安全法規第11165.4項を順守しない公認医療従事者から生じる訴訟において、医療従事者に対する訴訟は、薬物あるいはアルコール検査で陽性が出た、あるいはビジネス・商業法区分2第5章第14条（第2350.10項をはじめとして）の要件検査の順守を拒否あるいは失敗した医師及び外科医による行為あるいは怠慢から生じる業務上過失と仮定される。

第7項。衛生安全法規第11165.4項を次の通りに追加する。

11165.4.(a) 認定医療従事者及び薬剤師は、患者に初めてスケジュールIIあるいはスケジュールIIIの規制薬物を処方あるいは調剤する前に、患者に調剤する規制薬物の本法規に順守して管理されている電子履歴記録にアクセス・閲覧する。患者がスケジュールIIあるいはスケジュールIIIの規制薬物の処方箋を持っている場合は、医療従事者は医療従事者が正当なニーズがあると判断するまで規制薬物を追加処方しない。

(b) 副区分(a)に規定の、患者の電子履歴記録を調べなかった場合、医療従事者の免許役員会による懲戒処分の対象になる。規制薬物の処方箋を書く、あるいは発行を許可する医療従事者の免許役員会は本項要件の役員会の権限を基にすべての認定医療従事者に通知する。

第8項。改正。

この法令は下院投票の2/3の承認及び州知事の署名を得て、医師の過失により負傷した患者、その家族、及び他者が失ったものを補償することを含む、患者の安全をさらに改善するという目的のみで改正する。

第9項。主導権の対立。

医療過失のケースで弁護士が請求する費用を含む、患者の安全に関与する本法案及び別の主導権的手段あるいは法案が州全体の同じ選挙投票用紙に記載される場合、その他の法案あるいは法案の規定は本法案に対立するとみなす。本法案が多くの賛成投票を得た場合、本法案の条項は優先され、他の法案の条項は無効になる。

第10項。可分性。

本決議の規定あるいはその一部が何らかの理由で無効あるいは違憲と見なされても、残りの規定にはなんら影響を与えずに存続し、かつ効力を有し、この目的を達成するために本決議の規定は分離できる。

## 提案 47

本州民発案法案はCalifornia州憲法第II条第8項の条項に準拠し、州民に提示される。

本発案法案は政府法規に項を追加し、刑法規に項を改正・追加し、衛生安全法規に項を改正したもので、提案される既存の条項は線を引いて削除し、提案される新しい条項は斜体で印字して印字して新規を示した。

## 提案された法律

### 安全な地域及び学校法令

第1項。表題。

本法令は「安全な地域及び学校法令」と称される。

第2項。所見及び宣言。

California州民は次について所見及び宣言する。

州民は、刑務所の出費は暴力犯罪と重罪に重点的に取り組み、重罪でない知能犯罪への代替案を最大限に発揮させ、本法案から発生する節約資金をK-12学校、被害者サービス、精神衛生及び薬物治療の予防及び支援プログラムに投資するために、安全な地域及び学校法令を制定する。本法令によって、強姦、殺人、及び児童性的虐待など危険な犯罪を犯した人々の有罪判決は変わらない。

第3項。目的と意図。

本法令を制定するに当たり、California州民の目的と意図は次の通りである。

(1) 殺人、強姦、及び児童性的虐待など有罪判決を受けた州民は本法令の恩恵を受けない。

(2) 安全な地域及び学校基金を作り、州教育省に提供される25パーセントの予算をK-12学校の予防・支援プログラムに、10パーセントの予算を犯罪被害者の外傷回復サービスに、65パーセントの予算を精神衛生及び薬物乱用の治療プログラムに使用し、司法制度の常習犯を減らす。

(3) 被告に過去に、特定の暴力犯罪あるいは重罪の有罪判決がない限り、軽窃盗や薬物所持などの重罪でない知的犯罪に重罪の代わりに軽罪を義務付ける。

(4) 現在、軽罪になる、記載の犯罪で服役中の者に対して、再判決の考慮を許可する。

(5) 公共の安全に危険を及ぼさないように、再判決前に、犯罪歴の徹底的な見直しと危険性評価を義務付ける。

(6) 本法案は年間ベースで州の矯正予算を大幅に節減する。年間の節約は概算見積りで1.5億ドルから2.5億ドルになる。本法案は、K-12学校の予防プログラム、被害者サービス、及び精神衛生及び薬物の治療などのプログラムによって、犯罪を減らし、公共の安全を改善するプログラムへの投資を高める。これによって、将来の矯正支出も減らす。

第4項。第33章（第7599項から開始）を以下の通り、政府法規Title 1区分7に追加する。

### 第33章。安全な地域及び学校基金の作成

7599.(a) 「安全な地域及び学校基金」と称する基金が州財務省に作成され、政府法規第13340項にもかかわらず、本章の目的を遂行するために、財政年度を問わずに充当される。

(b) California州憲法第XVI条第8項に定めるところの計算目的のために、安全な地域及び学校基金に振り替えられる予算は一般財源歳入と見なされ、第XIII B条に順じて充当される。

7599.1. 資金充当。

(a) 2016年7月31日以前、及びその後の各財政年度7月31日以前に、財務省長は本章で追加の本章の実施（「本法令」）によって州に発生する、6月30日に終了する財政年度の節約額を、本法令制定前の財政年度と比較して計算する。本副区分の定めによる計算をする際、財務省長は実際のデータ、あるいは実際のデータが入手できない場合は最も正確とされる見積りを使う。その計算は最終的なもので、基本的なデータの変更によって調整しない。

(b) 2016年8月15日以前、及びその後の各財政年度8月15日以前に、出納長は副区分(a)に順じて計算した総額を一般基金から安全な地域及び学校基金に振り替える。

(c) 安全な地域及び学校基金の資金は本法令の目的のために継続して充当される。安全な地域及び学校基金に振り替えられた資金は本法令の目的のみに使用し、その他の目的で議会による充当あるいは振替の対象にはならない。安全

な地域及び学校基金の資金は財政年度を問わずに使用できる。

7599.2. 安全な地域及び学校基金からの資金配分。

(a) 財政年度2016年から各財政年度8月15日まで、出納長は安全な地域及び学校基金に入金の資金を次のように分配する。

(1) 学校中退の危険にある生徒の無断欠席を減らし犯罪の被害者である生徒を支援することを含む、公立学校 (K及び1年生～12年生) の生徒の成績向上の目的で、公的機関が補助金プログラムを管理するために州教育省に二十五パーセント。

(2) 政府法規第13963.1項に順じて外傷回復センターが補助金を使って犯罪被害者にサービスを提供するために、California州被害者補償及び政府保証委員会に十パーセント。

(3) 本法案が適用される軽犯罪で有罪判決を受けた常習者、及び薬物乱用及び精神衛生の問題を抱える常習者を減らすというプログラムに重点を置いて、精神衛生、薬物乱用治療、及び刑事司法制度の州民のための調整プログラムを支援する目的で、公的機関が助成金プログラムを管理するために州及びコミュニティ矯正委員会に六十五パーセント。

(b) 副区分(a)を含む、段落(1)から(3)に規定の各プログラムについては、プログラム管理の担当機関は安全な地域及び学校基金から受け取る年間総合基金の5パーセント以上を管理費に支出してはならない。

(c) 出納長は本章のみに従って基金が分配・支出されるように、副区分(a)を含む、段落(1)から(3)に規定の機関が運営する助成金プログラムの監査を二年ごとに実行し、議会及び州民にその結果を報告する。

(d) 第7599.1項で規定の計算費用及び副区分(c)で規定の監査費用を含む、安全な地域及び学校基金の管理で出納長及び財務省長に発生した費用は、副区分(a)に順じて基金が分配される前に、財務省長の判断を基に、安全な地域及び学校基金から引き出す。

(e) 本法令に順じて確立された基金は犯罪の被害者、及び精神衛生及び薬物乱用治療、及び刑事司法制度の州民のための調整プログラムを含む、公立学校 (K及び1年生～12年生) の生徒のためのプログラムを拡大するために使用する。これらの基金はこれらの目的にすでに使用されている州あるいは地方の基金を置き換えるために使用しない。

(f) 地方の機関は基金が提供されたレベル以上の、本章で規定のプログラムあるいはサービスのレベル以上を提供する義務はない。

第5項。刑法規第459.5項を次の通りに追加する。

459.5.(a) 第459項にかかわらず、万引きは窃盗をするつもりで通常の営業時間に開いている商業施設に入ることと定義され、盗んだあるいは盗もうとしたその価値は九百五十ドル(\$950)を超えない。窃盗をするつもりで商業施設に入るとは侵入窃盗である。第667項副区分(e)段落(2)副段落(C)第(iv)項に規定の有罪判決が過去に1つあるいはそれ以上ある場合を除き、万引きは軽罪として罰せられ、第290項副区分(c)に順じて登録の義務を有する犯罪は第1170項副区分(h)に順じて罰せられる。

(b) 副区分(a)に規定の万引き行為は万引きとして告訴される。万引きで告訴された者は同じ所有地の侵入窃盗あるいは窃盗でも告訴されない。

第6項。刑法規第473項を次の通りに改正する。

473.(a) 偽造は郡刑務所の懲役1年以下の刑、あるいは第1170項副区分(h)に準じた刑に処せられる。

(b) 副区分(a)にかかわらず、小切手、公債、銀行手形、紙幣、銀行振出小切手、旅行者小切手あるいは郵便為替の価値が九百五十ドル(\$950)以下の、小切手、債券、銀行手形、紙幣、銀行振出小切手、旅行者小切手あるいは郵便為替に関する偽造で犯罪を犯した者は郡刑務所の懲役1年以下の刑に処せられる。ただし、該人物が第667項副区分(c)段落(2)副段落(C)第(iv)項に規定の有罪判決が過去に1つあるいはそれ以上ある場合、あるいは第290項副区分(c)に順じて登録の義務を有する犯罪の場合は代わりに第1170項副区分(h)に順じて処せられる。本副区分は第530.5項に規定の通り、偽造及び個人情報泥棒の両方の有罪判決を受けた者には適用されない。

第7項。刑法規第476a項を次の通りに改正する。

476a.(a) 自分自身のため、仲介者あるいは他者の代理人として、あるいは会社の担当者として、故意に、詐欺の意図で、お金の支払いのために銀行あるいは預金、人物、会社、あるいは企業に対して、小切手、為替手形、あるいは為替を作成あるいは引出あるいは口に出すあるいは配達し、作成、引出、口に出す、あるいは配達のとときに作成者あるいは引出者あるいは会社の十分な資金がない、あるいはクレジットが銀行あるいは預金、人物、会社、あるいは企業にないと知りながら、あるいは小切手、為替手形、あるいは為替の資金から支払いをすれば未払いの負債になると知りながら、そのことに関して言及しないで提示する者は郡刑務所の懲役1年以下の刑、あるいは第1170項副区分(h)に順じて処せられる。

(b) ただし、被告が作成、引出、あるいは偽造通貨行使で告訴されたすべての小切手、手形の総額が四百五十ドル(\$450) 九百五十ドル(\$950)を超えない場合は、被告は郡刑務所の懲役1年以下の刑に処せられる。ただし、該人物が第667項副区分(c)段落(2)副段落(C)第(iv)項に規定の有罪判決が過去に1つあるいはそれ以上ある場合、あるいは第290項副区分(c)に順じて登録の義務を有する犯罪の場合は代わりに第1170項副区分(h)に順じて処せられる。本副区分は被告の過去の犯罪が第470、475、あるいは476項あるいは本項で 有罪判決になった軽窃盗が 3つあるいはそれ以上ある場合、あるいは被告が過去に、他州あるいは合衆国の法律条項に違反して、当州で犯罪を犯した場合は、第470、475、あるいは476項あるいは本項の違反として罰せられる場合、あるいは被告が当州で犯した場合の軽犯罪で、第470、475、あるいは476項あるいは本項の違反になる場合は適用されない。

(c) 小切手、為替手形、あるいは為替が資金あるいは信用不足を理由に異議申し立てされた場合、拒絶通知書を提示、未払い、及び異議申し立ての証拠として認められ、銀行あるいは預託、人物、企業、あるいは会社の資金あるいは信用不足知識の推定証拠になる。

(d) 2枚あるいはそれ以上の小切手、為替手形、あるいは為替に係る本項の起訴の場合で、次の両方が起きた場合、小切手、為替手形、あるいは為替の振出人の身元推定の証拠になる。

(1) 受取人が振出人からの小切手、為替手形、あるいは為替を受け入れた場合、振出人の名前及び居住地、勤務先あるいは郵便住所、有効運転免許証番号あるいは車両管理局の識別カード番号のどちらか、及び振出人の自宅あるいは勤務先の電話番号あるいは勤務先など、振出人の情報を得ることになる。この情報は小切手、為替手形、あるいは為替に記録、受取人のファイルに保管、及び識別番号ある

はその他同様の方法で小切手、為替手形、あるいは為替に照会される。

(2) 小切手、為替手形、あるいは為替を受け取った者は振出人の署名を確認し、小切手、為替手形、あるいは為替の受領時にその証拠として頭文字を記す。

(e) 本書で使用の「信用」は小切手、為替手形、あるいは為替で支払うために銀行あるいは預託、人物、会社、あるいは企業の手配あるいは見解を指すと解釈する。

(f) 前段落あるいはその一部に憲法に違反する点あるいは無効の点がある場合でも、本項の残りの条項は無効にならずに存続し、かつ効力を有する。

(g) 保安官事務所、警察署、あるいはその他の法執行機関は、本項あるいは第476項の違反容疑の調査で機関に回された場合は小切手の調査、収集、及び処理代を被告から収集できる。

(h) 違反容疑によって被害者に発生した銀行手数料のほか、各不渡り小切手の手数は二十五ドル(\$25)を超えない。保安官事務所、警察署、あるいはその他の法執行機関が本項に順じて被害者に発生した銀行手数料を収集する場合は、被害者が請求した銀行手数料は被害者に支払う。本項に順じて被害者に銀行手数料を払い戻しする場合は小切手につき十ドル(\$10)を超えない。

第8項。刑法規第490.2項を次の通りに追加する。

490.2.(a) 第487項あるいはその他法律が定義する重窃盗罪の規定にかかわらず、九百五十ドル(\$950)を超えない金額、労働、不動産あるいは個人財産の窃盗は軽窃盗と見なされ、軽罪として罰せられる。ただし、該人物が第667項副区分(e)段落(2)副段落(C)第(iv)項に規定の有罪判決が過去に1つあるいはそれ以上ある場合、あるいは第290項副区分(c)に順じて登録の義務を有する犯罪の場合は代わりに第1170項副区分(b)に順じて処せられる。

(b) 本項はその他の法規に順じて違反の罪が課せられた窃盗には適用されない。

第9項。刑法規第496項を次の通りに改正する。

496.(a) 盗まれた財産、盗難あるいは取得した財産と知りながら、窃盗あるいは恐喝の性質がある方法で得た財産を購入あるいは受け取る者、あるいは財産が盗難あるいは取得されたものであると知りながら、所有者の財産の隠匿、売却、保留するために隠匿、売却、保留あるいは支援する者は郡刑務所の懲役1年以下の刑、あるいは第1170項副区分(h)に順じて懲役に処せられる。ただし、地区司法長官あるいは大陪審が本訴訟は正義にかなっていると判断し、第667項副区分(e)段落(2)副段落(C)第(iv)項に規定の有罪判決が過去にない場合、あるいは第290項副区分(c)に順じて登録の義務を有する犯罪の場合、起訴申立で財産の価値が九百五十ドル(\$950)を超えないものは軽罪とり、郡刑務所の懲役1年以下の刑に処せられる。

財産窃盗の実際の主犯は本項に順じて起訴される。ただし、本項に順じて同じ窃盗で両方に起訴されない。

(b) ビジネス・商業法第21661項に規定の通り、各不要品交換ベンダー、及び個人、代理店、従業員、あるいはその者の代表者の商品あるいは財産の取引あるいは収集を主な業務とする者、窃盗あるいは恐喝の性質の方法で盗まれたあるいは取られた、財産の価値が九百五十ドル(\$950)を超える財産を購入あるいは受け取る者が財産を買ったあるいは受け取った者がそれを販売あるいは引渡す法的権利があるかについて、人物、代理店、従業員、あるいは代表者に解明のために理性的な質問させる状況になった場合、郡刑務

所の懲役1年以下の刑、あるいは第1170項副区分(h)に準じた刑に処せられる。

ビジネス・商業法第21661項に規定の通り、各不要品交換ベンダー、及び個人、代理店、従業員、あるいはその者の代表者の商品あるいは財産の取引あるいは収集を主な業務とする者、窃盗あるいは恐喝の性質の方法で盗まれたあるいは取られた、財産の価値が九百五十ドル(\$950)あるいはそれ以下の財産を購入あるいは受け取る者が財産を買ったあるいは受け取った者がそれを販売あるいは引渡す法的権利があるかについて、人物、代理店、従業員、あるいは代表者に解明のために理性的な質問させる状況になった場合、軽罪の罪になる。

(c) 副区分(a)あるいは(b)の違反によって負傷した者は原告、訴訟費用、及び妥当な弁護士費用があれば、実際の三倍の損傷額に対して訴訟を起こすことができる。

(d) 第664項にかかわらず、犯罪が軽罪として起訴申立に定められた場合を除き、本項で禁止の行為を試みた場合は、郡刑務所の懲役1年以下の刑、あるいは第1170項副区分(h)に準じた刑に処せられる。

第10項。刑法規第666項を次の通りに改正する。

666.(a) 第490項にかかわらず、第368項副区分(d)あるいは(c)に順じて軽窃盗、重窃盗罪の有罪判決を3回あるいはそれ以上、自動車法規第10851項の自動車盗難、侵入窃盗、自動車の乗っ取り、強盗、あるいは第496項の重罪違反の場合、刑務所でそのための刑期を勤めた場合、その犯罪のために執行猶予として拘置された場合、引き続き軽窃盗の有罪判決を受けた場合は郡刑務所の懲役1年以下の刑、あるいは第1170項副区分(h)に準じた刑に処せられる。

(b) (a) 第490項にかかわらず、段落(h)副区分(b)の規定に順じて軽窃盗、重窃盗罪の有罪判決、自動車法規第10851項の自動車盗難、侵入窃盗、自動車の乗っ取り、強盗、あるいは第496項の重罪違反の場合、第664項にかかわらず、刑務所でそのための刑期を勤めた場合、その犯罪のために執行猶予として拘置された場合、引き続き軽窃盗の有罪判決を受けた場合は郡刑務所あるいは州刑務所の懲役1年以下の刑に処せられる。

(+) (b) その副区分 副区分(a)は性犯罪者登録法令に順じて登録する義務がある者、あるいは第667.5項副区分(c)あるいは第項H192.7副区分(c)の規定によって過去に暴力あるいは重罪判決を受けた者、第667項副区分(e)段落(2)副段落(e)第(iv)項の規定によって有罪判決がある者に適用される。

(2) (c) この副区分 区分は第667項あるいは第1170.12項を含む、副区分(b)~(i)に順じた起訴あるいは処罰の妨げと解釈しない。

第11項。衛生安全法規第11350項を次の通りに改正する。

11350.(a) 本区分の別段の定めのある場合を除いて、(1) 第11054項副区分(f)段落(1)あるいは副区分(b)、あるいは(c)、(e)規定、第11056項副区分(d)段落(14)、(15)、あるいは(20)に規定、あるいは第11055項副区分(b)あるいは(c)に規定、あるいは第11056項副区分(h)に規定の規制薬物を所持する者、あるいは(2)スケジュールIII、IV、あるいはVに分類の規制薬物、及び当州で医師免許を持つ医師、歯科医、足病医、あるいは獣医が書いた処方箋がない麻薬を所持する者は郡刑務所の懲役1年以下の刑に処せられる。ただし、その人物が刑法規第667項副区分(e)段落(2)副段落(C)第項(iv)に規定の犯罪に対して過去に1つあるいはそれ以上の有罪判決がある場合、あるいは刑法規第290項副区分(c)に順じた登録が義務付けられた犯罪がある場合は刑法規第1170項副区分(h)に順じて罰せられる。

(b) 本区分の別段の定めのある場合を除いて、第11054項副区分(c)に規定の規制薬物を所持する者は郡刑務所の懲役1年以下の刑、あるいは刑法規第1170項副区分(h)に規定に順じて罰せられる。

(c) (b) 本区分の別段の定めのある場合を除いて、副区分(a)あるいは(b)に規定の規制薬物を所持する者はいつでも、副区分(a)あるいは(b)に規定の規制薬物を所持する者はいつでも、副区分(a)あるいは(b)に規定の処罰の他に、裁判官は七十ドル(\$70)を越えない罰金をその者に対して請求し、この罰金は刑法規第1463.23項に順じて使用する。ただし、裁判所は被告の支払能力を考慮し、本副区分で許可された罰金を支払うことができないという理由で執行猶予が拒否されてはならない。

(d) (c) 裁判所が本項の重罪の有罪判決に順じて執行猶予を科すことで正義にかなわない、まれな場合を除いて、執行猶予のその他の条件のほか、次の条件を科す。

(1) 本項で最初の犯罪の場合は、一千ドル(\$1,000)以上の罰金あるいは社会奉仕活動。

(2) 本項で2回目の犯罪の場合は、二千ドル(\$2,000)以上の罰金あるいは社会奉仕活動。

(3) 被告が段落(1)及び(2)で規定の最低罰金を支払えない場合は、罰金の代わりに社会奉仕活動が命ぜられる。

第12項。衛生安全法規第11357項を次の通りに改正する。

11357.(a) 法律で許可されている場合を除いて、濃縮大麻を所持する者は郡刑務所の懲役1年以下の刑あるいは五百ドル(\$500)以下の罰金、あるいは当該罰金と懲役の両方、あるいは刑法規第1170項副区分(h)に順じて懲役を処される。当該人物が刑法規第667項副区分(c)段落(2)副段落(C)第(iv)項に規定の犯罪に対して過去にひとつあるいはそれ以上の有罪判決がある場合、あるいは刑法規第290項副区分(c)に順じて登録の義務がある有罪判決がある場合は刑法規第1170項副区分(h)に順じて処される。

(b) 法律で許可されている場合を除いて、濃縮大麻以外の、マリファナ28.5グラム以下を所持する者は違反の有罪で百ドル(\$100)以下の罰金を処される。

(c) 法律で許可されている場合を除いて、濃縮大麻以外の、マリファナ28.5グラム以上を所持する者は郡刑務所の懲役6ヶ月以下の刑、あるいは五百ドル(\$500)以下の罰金、あるいは当該罰金と懲役の両方を処される。

(d) 法律で許可されている場合を除いて、学校のクラスあるいは学校関係のプログラムが開かれているときに、Kあるいは1年生~12年生までの生徒に教えている学校の敷地内、あるいは学校の建物の中で、濃縮大麻以外の、マリファナ28.5グラム以下を所持する18歳以上の者は軽罪になり、五百ドル(\$500)以下の罰金、あるいは郡刑務所の懲役10日以下の刑、あるいは両方を処される。

(e) 法律で許可されている場合を除いて、学校のクラスあるいは学校関係のプログラムが開かれているときに、Kあるいは1年生~12年生までの生徒に教えている学校の敷地内、あるいは学校の建物の中で、濃縮大麻以外の、マリファナ28.5グラム以下を所持する18歳以下の者は軽罪になり、次の処分が対象になる。

(1) 初めての犯罪はすでに犯していることが分かった場合は、二百五十ドル(\$250)以下の罰金。

(2) 2回目あるいはその後の犯罪をすでに犯していることが分かった場合は、五百ドル(\$500)以下の罰金、あるいは少年鑑別所、農場、キャンプ、森林キャンプ、あるいは安全な少年ホームへの10日以下の関与、あるいは両方。

第13項。衛生安全法規第11377項を次の通りに改正する。

11377.(a) 法律で許可されている場合を除いて、及びビジネス・商業法区分2第9章副区分(b)あるいは第11375項、あるいは第7条(第4211項から開始)の別段の定めのある場合を除いて、(1) スケジュールIII、IV、あるいはVに規定の麻薬でないもの、(2) 副区分(d)段落(13)、(14)、(15)、及び(d)を除く、第11054項副区分(d)に規定のもの、(3) 第11056項副区分(c)段落(11)に規定のもの、(4) 第11054項副区分(f)段落(2)あるいは(3)に規定のもの、(5) 第11055項副区分(d)、(e)、あるいは(f)に規定の規制薬物を所持する者は当州で医師免許を持つ医師、歯科医、足病医、あるいは獣医の処方箋がない限り、郡刑務所の懲役、あるいは刑法規第1170項副区分(h)に順じて処される。また、当該人物が刑法規第667項副区分(c)段落(2)副段落(C)第(iv)項に規定の犯罪に対して過去にひとつあるいはそれ以上の有罪判決がある場合、あるいは刑法規第290項副区分(c)に順じて登録の義務がある有罪判決がある場合は刑法規第1170項副区分(h)に順じて処される。

(b) (1) 第11056項副区分(f)に規定の規制薬物を違法に所持することによって副区分(a)に違反し、第11056項副区分(f)に規定の規制薬物に関与する違法の有罪判決を受けていない者は軽罪の罪になる。

(2) 第11056項副区分(g)に規定の規制薬物を違法に所持することによって副区分(b)に違反する者は軽罪の罪になる。

(3) 第11055項副区分(d)段落(7)あるいは(8)に規定の規制薬物を違法に所持することによって副区分(a)に違反する者は軽罪の罪になる。

(4) 第11057項副区分(f)段落(8)に規定の規制薬物を違法に所持することによって副区分(a)に違反する者は軽罪の罪になる。

(c) (b) 副区分(b)で科せられる罰金に加えて、裁判官は副区分(a)に違反する者に対して七十ドル(\$70)を越えない罰金を科し、この罰金は刑法規第1463.23に順じて使用する。ただし、裁判所は被告の支払能力を考慮し、本副区分で許可された罰金を支払うことができないという理由で執行猶予が拒否されてはならない。

第14項。刑法規第1170.18項を次の通りに追加する。

1170.18.(a) 本項(「本法令」)追加の法令で軽罪の罪になるであろう者が犯罪の時点で本法令の影響を受けて、現在、裁判あるいは申立てにかかわらず、重罪の刑に服している者は、衛生安全法規第11350、11357、あるいは11377項、あるいは刑法規第459.5、473、476a、490.2、496、あるいは666項は本法令によって改正あるいは追加されたので、第一審裁判所が訴訟の有罪判決に入る前にこれらの条項に従って再度判決を要求するために、判決の撤回を求めて請願する。

(b) 法廷は副区分(a)の請願を受け取ってから、申立人が副区分の基準(a)を満たしているか判断する。申立人が副区分(a)の基準を満たしている場合、申立人の重罪判決は撤回され、法廷がその裁量で、申立人を再判決することは州民の安全に不合理な危険のリスクをもたらすと判断した場合を除いて、本法令によって改正あるいは追加された衛生安全法規第11350、11357、あるいは11377項、あるいは刑法規第459.5、473、476a、490.2、496、あるいは666項に準じた軽罪に対して再度判決する。その裁量の行使に際して、法廷は次のすべてを考慮する。

(1) 犯した犯罪の種類を含む、申立人の刑事上の重罪判決履歴、被害者への負傷範囲、過去の刑務所拘留期間、及び無犯罪期間。

(2) 申立人の懲戒記録及び拘留中の更生保護記録。

(3) 法廷がその裁量で、新たな判決によって州民の安全に不合理な危険のリスクをもたらすかを判断する際に参考になると判断するその他の証拠。

(c) 本法規で使用の「州民の安全に不合理な危険のリスク」とは申立人が第667項副区分(e)段落(2)副段落(C)第(iv)項の意味内で暴力的重罪を新たに犯すという不合理なリスクを意味する。

(d) 副区分(b)に順じて再判決を受けた者は服役した時間が認められ、法廷がその裁量で、実際判決命令の一貫として執行猶予から免除される場合を除いて、判決完了後の1年間は執行猶予の対象になる。当該人物は第3000.08項に順じて執行猶予を取り消し拘留期間を課すための審議申立目的のために矯正部門及び仮出所者が免除されたあるいは居住する郡あるいは違反容疑の監視が起きた場所の管轄裁判所の執行猶予監視の対象になる。

(e) いかなる場合においても、本項によって再判決する場合は適用された本来の判決のよりも長くはならない。

(f) 軽罪の罪になるであろう者が犯罪の時点で本法令の影響を受けて、現在、裁判あるいは申立てにかかわらず、重罪の刑に服した者は第一審裁判所が重罪の有罪判決あるいは軽罪に指定の有罪判決に入る前に申立を提訴する。

(g) その申立が副区分(f)の基準を満たした場合、法廷は重罪犯罪あるいは軽罪犯罪に指定する。

(h) 申立人が要求しない限り、審理は副区分(f)下で申立の許可あるいは却下には必要ない。

(i) 本項の条項は第667項副区分(e)段落(2)副段落(C)第(iv)項に規定の犯罪で、過去に1つあるいはそれ以上の有罪判決がある者、あるいは第290項副区分(c)に準じた登録の義務付けがある犯罪に対しては適用されない。

(j) 本項の請願あるいは申立ては本項追加本法令の有効日から3年間保管され、あるいは正当な理由があれば後日まで保管する。

(k) 副区分(b)で撤回及び再判決を受けたあるいは副区分(g)で軽罪として指定された重罪判決は事実上、軽罪として見なされる。ただし、当該再判決はその者がTitle 4 Part 6区分9第2章(第29800項から開始)下で拳銃を所有、所持、あるいは自分の管理あるいは制御あるいは自分の信念の阻止を許可しない。

(l) 本来、申立人に判決を言い渡した法廷が使用できない場合は、担当裁判官は請願あるいは申立を管理するために別の裁判官を指名する。

(m) 本項は請願者あるいは申立人が利用できる権利あるいは救済方法を軽減あるいは無効にするものではない。

(n) 本項及び関連項は本法令の範囲内での最終判決を軽減あるいは無効にするものではない。

(o) 本法令で再判決の審理が命じられた場合はCalifornia州憲法第1条第28項副区分(b)段落(7)で「有罪判決後の開放手続」を構成する(Marys Law)。

第15項。改正。

本法令はその目的達成のために広く解釈するものとする。本法案の条項は改正内容が本法令の意図に調和する限り、下院議員の3分の2の賛成投票及び州知事の署名によって改正される。議会は本法令で取り上げた犯罪の罰則をさらに減らす条項を多数決投票によって改正、追加、あるいは撤廃する。

第16項。可分性。

本法案の条項、あるいは本法案の一部、あるいは条項の人物あるいは状況への適用が何らかの理由で無効になっても、残りの条項、あるいは条項の適用には何ら影響を与えずにその効力を維持し、本法案の条項はこの目的を達成するために分離できる。

第17項。主導権の対立。

(a) 本法令は重罪、暴力的でない特定の犯罪に関しては罰則を変更する。本法案及び別の発案法案あるいは同じ表題に関する法案が州全体の選挙投票用紙に記載された場合、法案あるいはその他の法案の条項は本法案に対立すると見なされる。本法案が多く賛成投票を得た場合、本法案の条項は優先され、他の法案の条項は無効になる。ただし、本法案及び別の法案あるいは濃度の高い大麻所有に対する罰則を除外する条項を含む法案が同じ選挙で承認された場合、当該法案がかなり多数の賛成投票を受けた場合を除き、有権者はその他の法案あるいは法案の濃度の高い大麻に関する当該条項を優先する意向である。有権者はその他の法案あるいは法案が本法案の条項に一致しない場合を除き、本法案のすべての適用及び条項の効力を維持する意向である。

(b) 本法案が有権者によって承認され、同じ選挙で有権者によって承認された他の対立法案による法律が優先され、対立する投票法案が後に無効になった場合、本法案は自ずと行使され、その効力が与えられる。

第18項。自由構造。

本法令はその目的を達成するために自由に解釈されるものとする。

## 提案 48

2013年～2014年通常国会(2013年法案第51章)州下院議案277で提案された本法律はCalifornia州憲法第II条第9項の規定に従って住民の直接投票でCalifornia州民に提出された。

本提案された法律は政府法規に項を追加するものであり、従って、追加すべき新規条項は斜体で印字して新規を示した。

## 提案された法律

第1項。政府法規第12012.59項を対の通りに追加する。

12012.59.(a)(1) T部族-州賭博盟約はCalifornia州及びNorth Fork Rancheria Band of Mono Indians間で締結された1988年連邦インディアン賭博規定法令18 U.S.C. Secs.1166 to 1168,

47

48

inclusive, and 25 U.S.C. Sec.2701 et seq.)は2012年8月31日付けでここに批准される。

(2) 部族-州賭博盟約はCalifornia州及びウィヨット族間で締結された1988年連邦インディアン賭博規定法令(18 U.S.C. Secs.1166 to 1168, inclusive, and 25 U.S.C. Sec.2701 et seq.)は2012年8月20日付けでここに批准される。

(b) (1) 部族統治権を守るために、以下はCalifornia環境問題法令(公共資源法区分13(第21000項より開始))の目的プロジェクトとは見なさない。

- (A) 部族-州賭博盟約の改正行使は本項で批准される。
- (B) 部族-州賭博盟約の行使は本項で批准される。

(C) 部族-州賭博盟約という明示権限に順じて、あるいは明示参照として交渉した部族及び国、市政府間の政府間の同意行使は本項で批准される。

(D) 部族-州賭博盟約という明示権限に順じて、あるいは明示参照として交渉した部族及び運輸部門の政府間の同意行使は本項で批准される。

(E) 部族-州賭博盟約の規約順守の影響を受ける保留地は本項で批准される。

(F) 第63048.6項副区分(a)に規定の通り、協定資産の、あるいは第63048.65項に順じて創立された特別目的信託。

(2) 本書で明示に記述されている場合を除き、本副区分は市、郡、あるいは市及び郡、あるいは運輸部門をCalifornia環境問題法令の要求から免除されない。